



可燃ごみ焼却処理委託契約書

西多摩衛生組合（以下「受託者」という。）と小金井市（以下「委託者」という。）は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、可燃ごみの焼却処理等について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受託者及び委託者は、本契約に基づき、別添の可燃ごみ焼却処理仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

（適用範囲）

第2条 受託者は、委託者の一般家庭から発生する可燃ごみ（事業用指定収集袋を使用したものを含む）を、以下の各条項に定める条件により受託者の施設において焼却処理等をする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、契約締結日から平成26年3月31日までとする。

（処理委託量）

第4条 委託者が受託者に焼却処理等を委託する可燃ごみの量は、2,000トン以内とする。

（搬入期間等）

第5条 受託者の施設への搬入期間、搬入日、搬入時間等は、仕様書のとおりとする。

（焼却残渣等の取扱い）

第6条 焼却後の残渣等の取扱いは、仕様書のとおりとする。

（処理委託料）

第7条 委託者は、受託者に対して焼却処理委託料（焼却残渣の運搬費を含む。以下「委託料」という。）として、1キログラム当たり48円を支払うものとする。

（委託料の支払い）

第8条 委託者は、受託者から前条に定める委託料の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受託者の指定する方法で委託料を支払わなければならない。

（搬入の中止等）

第9条 受託者は、受託者の事情により委託者の可燃ごみを処理することが困難な場合、可燃ごみの受入れを中止又は変更することができる。



(責務等)

第10条 委託者は、ごみ減量に向けた諸施策を展開し、受託者の施設に搬入する可燃ごみの減量を図るものとする。

2 委託者は、委託者と日野市、国分寺市が可燃ごみを共同処理する新焼却施設の建設に向けて、スケジュールに従い各種作業等を積極的に進めるものとする。

3 受託者は、委託者等の新焼却施設建設の進捗状況を適時確認するため、委託者は受託者に対して進捗状況等を速やかに報告するものとする。

(補償責任)

第11条 受託者の施設が毀損した場合において、その毀損が委託者に起因することが明らかなきは、委託者の責任において補償するものとする。

(運行上の責任等)

第12条 委託者は、受託者の施設に可燃ごみを搬入するに当たり、搬入経路の沿線住民等と紛争が生じた場合は、委託者の責任において解決するものとする。

(その他)

第13条 本契約書に定めのない事項が発生し、又は本契約書の条項の解釈について疑義が生じたときは、受託者及び委託者が協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書を2通作成し、受託者及び委託者が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年12月19日

受託者 東京都羽村市羽4235番地

西多摩衛生組合

代表者 管理者 並木 心



委託者 東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市

代表者 小金井市長 稲葉 孝彦



可燃ごみ焼却処理委託仕様書

1 搬入期間、搬入日及び搬入時間

- (1) 搬入期間は、契約締結日の翌日から平成26年3月31日までとし、搬入日は搬入予定表(別紙1)の搬入制限日以外とする。
- (2) 搬入時間は、午前8時30分から概ね午後4時までとする。

2 搬入車両及び搬入経路

- (1) 搬入車両は、パッカー車又はごみ飛散防止機能のあるダンプ車(10トン車以内)とし、あらかじめ西多摩衛生組合に届け出た車両とする。
- (2) 搬入車両の左右には「小金井市」と表示する。
- (3) 搬入経路は、西多摩衛生組合の指定した道路(別紙2)を通行する。ただし、道路工事等で当該道路が通行できないときは、この限りでない。
- (4) 小金井市は、可能な限り搬入台数の削減を図るとともに、低公害車の導入に努めるものとする。

3 計量等

- (1) 計量及び計量票の発行等は、西多摩衛生組合が行う。
- (2) ごみピットへの投入は、計量後、係員の指示により行う。
- (3) 投入作業は速やかに行い、投入後プラットホームに飛散したごみは、搬入車両の運転手の責任において清掃する。
- (4) プラットホーム内及び搬入経路においては、事故防止に努めるものとする。

4 焼却残渣等の取扱い

- (1) 小金井市分の焼却残渣量は、当該月の小金井市の搬入量に対して、西多摩衛生組合の搬入量と焼却残渣搬出量の総量から導き出した割合を乗じて算出する。(10キログラム未満の端数については四捨五入する。)ただし、東京たま広域資源循環組合への搬出予定量届出時には、可燃ごみ搬入予定量(最大2,000トン)の13パーセントの割合として算出する。
- (2) 焼却残渣の運搬は、西多摩衛生組合が行う。なお、東京たま広域資源循環組合に提出する構成団体別廃棄物処理実績については、小金井市分として報告する。

別紙 1

平成25年度 小金井市の可燃ごみ搬入予定

月日	搬入量 (t)	月日	搬入量 (t)	月日	搬入量 (t)	月日	搬入量 (t)	月日	搬入量 (t)
12/1 (日)		1/1 (水)		2/1 (土)		3/1 (土)	40		
12/2 (月)		1/2 (木)		2/2 (日)		3/2 (日)			
12/3 (火)		1/3 (金)		2/3 (月)		3/3 (月)			
12/4 (水)		1/4 (土)	45	2/4 (火)		3/4 (火)	32		
12/5 (木)		1/5 (日)		2/5 (水)		3/5 (水)	47		
12/6 (金)		1/6 (月)		2/6 (木)		3/6 (木)			
12/7 (土)		1/7 (火)	70	2/7 (金)		3/7 (金)	37		
12/8 (日)		1/8 (水)	63	2/8 (土)		3/8 (土)	40		
12/9 (月)		1/9 (木)		2/9 (日)		3/9 (日)			
12/10 (火)		1/10 (金)	53	2/10 (月)		3/10 (月)			
12/11 (水)		1/11 (土)	43	2/11 (火)	62	3/11 (火)	31		
12/12 (木)		1/12 (日)		2/12 (水)		3/12 (水)	42		
12/13 (金)		1/13 (月)		2/13 (木)		3/13 (木)			
12/14 (土)		1/14 (火)	62	2/14 (金)	44	3/14 (金)	36		
12/15 (日)		1/15 (水)	57	2/15 (土)	40	3/15 (土)	40		
12/16 (月)		1/16 (木)		2/16 (日)		3/16 (日)			
12/17 (火)		1/17 (金)	47	2/17 (月)		3/17 (月)			
12/18 (水)		1/18 (土)	42	2/18 (火)	57	3/18 (火)	32		
12/19 (木)		1/19 (日)		2/19 (水)	53	3/19 (水)	41		
12/20 (金)	50	1/20 (月)		2/20 (木)		3/20 (木)			
12/21 (土)	47	1/21 (火)		2/21 (金)	43	3/21 (金)	42		
12/22 (日)		1/22 (水)		2/22 (土)	40	3/22 (土)	44		
12/23 (月)		1/23 (木)		2/23 (日)		3/23 (日)			
12/24 (火)	70	1/24 (金)		2/24 (月)		3/24 (月)			
12/25 (水)	70	1/25 (土)		2/25 (火)	56	3/25 (火)	33		
12/26 (木)		1/26 (日)		2/26 (水)	50	3/26 (水)	38		
12/27 (金)	64	1/27 (月)		2/27 (木)		3/27 (木)			
12/28 (土)	10	1/28 (火)		2/28 (金)	43	3/28 (金)	36		
12/29 (日)		1/29 (水)				3/29 (土)	41		
12/30 (月)	10	1/30 (木)				3/30 (日)			
12/31 (火)		1/31 (金)				3/31 (月)			
小計	321	小計	482	小計	545	小計	652		
搬入日数(日)	7	搬入日数(日)	9	搬入日数(日)	11	搬入日数(日)	17		

合計搬入量(t)	2,000
合計搬入日数(日)	44

※ 1 黄枠は、搬入制限日
 2 年間搬入量は、2,000トン以内とする。

可燃ごみ焼却処理仕様書に基づく(小金井市)搬入経路

搬入出経路

新青梅街道 ⇄ 箱根ヶ崎駅西口交差点 ⇄ 都道163号線 ⇄ 西多摩衛生組合
 または、国道16号線 ⇄ 新羽村街道交差点 ⇄ 都道163号線 ⇄ 西多摩衛生組合



